

平成21年 2月19日

各 位

会 社 名 高橋カーテンウォール工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 高橋 武治
 (JASDAQ・コード1994)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役管理部長 影山信博
 電話 03-3271-1711

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年 2月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年 3月27日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株式に係る株券を発行する旨の規定の削除並びに実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除し、また株券喪失登録簿に関する規定の取扱いを定めるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p><u>2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p><u>第11条</u> 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第14条～第47条</u> (条文省略) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第12条～第45条</u> (条文省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>当社の株式喪失登録簿の作成及び備え置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削除するものとする。</u></p>

3. 日程

第 44 期定時株主総会開催日 平成 21 年 3 月 27 日
効 力 発 生 日 平成 21 年 3 月 27 日

以 上